

令和 7 年 12 月 18 日

第 6 回南知多町議会定例会会議録

1 議事日程

12月18日（最終日）

- 日程第1 議案第65号 南知多町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第2 議案第66号 南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第67号 師崎港観光センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第69号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第70号 南知多町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第71号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第72号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第73号 南知多町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第74号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第75号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第76号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第77号 令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第78号 令和7年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件

日程第1から日程第15までの各事件

- 追加日程第1 報告第8号 専決処分報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字山海地内における交通事故））
- 追加日程第2 議案第79号 工事請負契約の変更について（内海観光センター建設工事）
- 追加日程第3 議案第80号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第4号）

3 議員の出欠席状況

出席議員（10名）

1番 木藤 創 大

2番 橋本 由岐穂

3番 山本優作
5番 内田保
7番 服部光男
9番 吉原一治

4番 鈴木浩二
6番 石垣菊蔵
8番 藤井満久
10番 榎戸陵友

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	高田順平
総務部長	山本剛資	総務課長	鈴木和芳
防災交通課長	山下哲矢	税務課長	相川和英
企画財政課長	坂本圭志	建設経済部長	田中直之
建設課長	石黒俊光	まちなみ環境課長	田中達也
産業振興課長	奥川広康	水道課長	相川久紀
厚生部長	坂口増和	住民課長	山本有里
ふくし課長	宮地利式	健康こども課長	伊藤尊人
教育長	高橋篤	教育部長	鈴木淳二
教育課長	富田和彦	成長戦略室長	山本剛
会計管理者 兼会計課長	内田純慈		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	坂本有二	書記	松本満砂
書記	谷川和亮		

[開議 9時30分]

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

去る12月3日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をしていただき誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第65号 南知多町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、議案第65号 南知多町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第65号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る11日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、乳児室の面積要件は国の基準以上となっているか。答弁としまして、国の基準に定めるとおり、乳児及び幼児1人につき1.65平方メートル以上です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第65号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第66号 南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例の制定について

○議長（鈴木浩二君）

日程第2、議案第66号 南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、文教建設委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第66号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る9日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、県条例でも町条例においても、関係住民への説明会の実施を義務づけているが内容で重複するのではないかと。答弁としまして、県条例と同等以上の効果を期待することができる市町村条例を制定している区域については、県条例の適用除外とすることを規定しているため、整合性は図られると考えています。

次の質疑としまして、条例の施行を令和8年4月1日にしたのはなぜかと。答弁としまして、住民や関係者への周知期間を確保するとともに円滑な制度運用を図るため、令和8年4月1日を施行日としております。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第66号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第67号 師崎港観光センターの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（鈴木浩二君）

日程第3、議案第67号 師崎港観光センターの設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、文教建設委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第67号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審議の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第67号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（鈴木浩二君）

日程第4、議案第68号 公の施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本件に関し、文教建設委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第68号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第68号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第69号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第5、議案第69号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教建設委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第69号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第69号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決すること

とに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第70号 南知多町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第6、議案第70号 南知多町火入れに関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教建設委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第70号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第70号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することとに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第71号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第7、議案第71号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教建設委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第71号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、篠島中学校は令和9年度の統合であるのに、なぜ今回の議会で条例改正を上程するのか。答弁としまして、統合に向けた事業を来年度から実施する予定であり、来年度予算計上が必要なため、本議会での条例改正を行うものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第71号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第72号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第8、議案第72号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教建設委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第72号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、総合体育館の営利目的での占用利用の料金を通常使用料の10倍から3倍と減額した理由は何か。答弁としまして、隣町を参考に入場料を徴収する場合の3倍に統一することで利用の促進を図るものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第72号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第73号 南知多町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第9、議案第73号 南知多町職員定数条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第73号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、昨年度退職した職員の退職理由について分析を行っているか。答弁としまして、令和6年度における職員の退職理由は、メンタル不調、傷病、家庭の都合、勤務条件など様々な要因があると分析しております。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第73号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第74号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第10、議案第74号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第74号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次、各課関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

教育課関係について、質疑としまして、賄材料費の増額の要因は物価高騰によるものか。答弁としまして、物価高騰によるものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

次に、石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第74号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

順次、各課関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

住民課関係について、質疑としまして、国民年金システム改修はどのような内容か。答弁としまして、令和7年度税制改正により、特定親族特別控除が新たに追加されたことに対応するためのシステム改修です。

ふくし課関係について、質疑としまして、障害者総合支援事業費の国県支出金等返還金の内容と理由は何か。答弁としまして、前年度の障害者自立支援給付費など国県負担金等の精算に伴う返還金です。主な理由は、給付見込額と実績額に差が生じたためです。

健康こども課関係について、質疑としまして、保育所修繕工事は、かるも保育所と大井保育所でそれぞれどのような修理を行うのか。答弁としまして、かるも保育所は防犯灯の撤去・新設、調理室扉の修繕、配膳棚、園児の手洗い場の木製部分の修繕です。大井保育所は、駐車場の転落防止用のブロック塀を撤去し、フェンスを設置するものです。

次の質疑としまして、予防接種事業費の国県支出金等返還金の内容と理由は何か。答弁としまして、前年度に実施した風疹抗体検査事業と新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補助金等の精算に伴う返還金です。主な理由は、見込み人数等と実績に差が生じたためです。

総務課関係について、質疑としまして、保健センター外壁工事について、全員協議会で説明された増額分と補正予算における補正額が異なるのはなぜか。答弁としまして、

補正予算額は当初予算額との差額で算出しているのに対し、全員協議会で説明した額は、当初の契約金額との差額で算出していることによるものです。

企画財政課関係について、質疑としまして、公共施設残置物等撤去収集運搬処分業務2,726万1,000円の施設ごとの金額の内訳は。答弁としまして、施設ごとの金額の内訳としまして、旧日間賀中学校が822万4,000円、旧篠島小学校が1,903万7,000円で計上しております。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第74号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。本件は各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第75号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第11、議案第75号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第75号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、国県支出金等返還金に係る市町村国保ヘルスアップ事業とはどのようなものか。答弁としまして、特定健診での異常値該当者への受診勧奨等被保険者の健康増進に係る事業です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第75号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第76号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第12、議案第76号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第76号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、介護サービス等諸費などの増額分の積算方法は。答弁としまして、

今年度半期分の実績に加え、その月平均を残りの半期分の給付額と見込んで積算しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第76号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第77号 令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第13、議案第77号 令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第77号に対する審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第77号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第78号 令和7年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第14、議案第78号 令和7年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第78号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第78号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時5分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

[休憩 9時57分]

[再開 10時05分]

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

お諮りします。町長より報告第8号、議案第79号及び議案第80号の2議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、この議案を追加し、追加日程第1から第3とすることに決定しました。

追加日程第1 報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字山海地内における交通事故））

○議長（鈴木浩二君）

追加日程第1、報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字山海地内における交通事故））の件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、報告第8号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

3 ページを御覧ください。

専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

南知多町大字山海地内で発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

1の相手方につきましては、記載のとおりであります。

2の事故の概要につきましては、令和7年5月1日午後3時20分頃、職員が南知多町大字山海地内の駐車場において、公用車を後退させる際に周囲の状況確認を怠り、公用車の後方を相手方の自家用車へ接触させ当該車両を損傷させたものであります。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は11万418円で、和解の内容は、相手方に対し双方の損害賠償額を相殺した5万2,559円を支払うこととするものであります。

今後におきましても、安全運転を徹底するよう指導に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって報告を終わります。

追加日程第2 議案第79号 工事請負契約の変更について（内海観光センター建設工事）

○議長（鈴木浩二君）

追加日程第2、議案第79号 工事請負契約の変更について（内海観光センター建設工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、議案第79号 工事請負契約の変更について御説明させていただきます。

データの4ページ、議案第79号 工事請負契約の変更についてを御覧ください。

令和7年2月6日付議案第1号により議決された内海観光センター建設工事の請負契約につき、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき変更するものでございます。

下記の変更事項でございますが、1. 契約金額の変更前1億2,848万円を変更後1億3,991万6,700円とし、1,143万6,700円増額したものでございます。

次の5ページ、変更理由書を御覧ください。

主な変更内容でございますが、1点目といたしまして、内海観光センター建設工事を進める中で、コンクリート強度の増加、消火器の追加、音声案内装置の追加などの増額変更と洗浄便座を取りやめるなどの減額変更を計上した結果、工事費を減額したものの。

2点目といたしまして、建設工事開始の際、風などの影響で現場全体に砂が堆積していたため、砂の撤去及び整地が必要になったため工事費を増額したものの。

3点目といたしまして、地元要望による海水浴シーズンにおける海水浴客の利便性向上と安全確保のため、仮囲い範囲を狭め夏季休工とするための工事費を増額したものの。

最後に、4点目といたしまして、夏季休工終了後に仮囲いなどの復旧が必要になったための工事費を増額したものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

変更理由について2点お伺いしたいと思います。

まず1点目は、変更内容のうち、洗浄便座を取りやめたことにより幾らの工事費の減額となったのか。また、砂の堆積撤去、海水浴シーズンの仮囲い範囲の変更による工事費、そしてその復旧費の増額はそれぞれ幾らなのか、お答えください。

それから、2点目です。

8月26日の補正予算時の説明では、水道外線工事が含まれていたと認識しております。今の説明では変更内容に入っていなかったように思われますが、今回の変更契約金額には水道外線工事も含まれているのかどうか、お答えください。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいま内田議員からの御質問に答弁させていただきます。

まず1点目、洗浄便座を取りやめたことによる工事費の減額分につきましては約82万5,000円。砂の撤去費の増額分につきましては約267万1,000円。海水浴シーズンの仮囲いの範囲の変更工事費及び復旧費の増額分につきましては、これは合算となりますが、約486万8,000円となっております。

続いて、2点目の質問でございますが、先ほどの部長からの説明は主なものを中心となっておりますので、議員のおっしゃるとおり、水道外線工事も今回の変更に含まれております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。これをもって終了いたします。

これより議案第79号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第80号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木浩二君）

追加日程第3、議案第80号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高田順平君）

それでは、議案第80号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第4号）につきまし

て、提案理由の御説明を申し上げます。

データのほう、6ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,612万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億8,373万3,000円とするものがございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から説明いたします。

データのほう少し飛びまして、10ページを御覧ください。

3. 歳出でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は3,573万3,000円の増額補正でございます。

これは、国の「強い経済」を実現する総合経済対策に伴い実施する物価高対応子育て応援手当の支給に対する費用を増額するものがございます。なお、支給対象人数は1,545人を見込み、計上してございます。

次に、2目児童運営費は38万7,000円の増額補正及び158万7,000円の財源更正でございます。

これは、給食費無償化事業を3か月延長することに伴い、民間保育所に対する給食費無償化補助金を増額、公立保育所の給食費徴収金を国庫支出金へ財源更正するものがございます。

次に、10款教育費、5項保健体育費、4目給食施設費は1,088万6,000円の財源更正でございます。

これは給食費無償化事業を3か月延長することに伴い、給食費徴収金から国庫支出金へ財源更正するものがございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

1ページ戻りまして、9ページを御覧ください。

2. 歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は1,286万円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明しました給食費無償化事業の財源として増額するものがございます。

次に、2目民生費国庫補助金は3,573万3,000円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明しました物価高対応子育て応援手当に対する国庫補助金を増額するものでございます。

次に、20款諸収入、4項3目雑入は1,247万3,000円の減額補正でございます。

2節民生費雑入及び8節教育費雑入は、歳出で御説明しました給食費無償化事業を3か月延長することに伴い、給食費徴収金を減額するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

物価高対応子育て応援手当について御質問します。

支給対象人数が1,545人ですか、それに対して2万円支給するということですが、これについてです。3つあります。

1つ目は、物価高対応システム改修業務委託料450万円となっております。これは大変多いんですが、これはどのような積算根拠で予算化したものなのか。

それから、2つ目です。対象となる児童は、令和7年9月分の児童手当の支給対象児童だけでなく、令和8年3月31日までの間に出生した児童も含まれるということでしょうか。また、上限である18歳の取扱いですが、児童手当と同様であると考えていますが、具体的には何年の何月何日生まれまでの児童を指しておりますか。

3つ目、支給予定についてお聞きします。来年2月から4月が一般的というふうに言われておりますが、南知多町の支給開始予定日はいつからと考えているのか、お答えください。

○議長（鈴木浩二君）

健康こども課長。

○健康こども課長（伊藤尊人君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

御質問1つ目につきましては、令和2年度に子育て世帯への臨時特別給付事業を実施した際のシステム改修業務委託料の金額を基に、昨今の人件費高騰の状況等を総合的に勘案しつつ、データの抽出・加工作業等電算処理作業の委託料についても追加で見込んで、委託料が不足することがないように積算したものであります。今後、事業の詳細が示されてまいりますので、費用対効果を検証し無駄のない適切な予算執行に努めてまいります。

2つ目の手当の対象児童につきましては、議員お見込みのとおりでございますが、令和7年9月分の児童手当の対象児童に加えて、令和8年3月31日までに出生した児童が対象となっております。18歳につきましては、具体的に申し上げますと平成19年4月2日以降に生まれた方となります。

3つ目につきましては、国から事務の詳細な内容及び工程が示されていない状況にありますので、具体的な支給開始時期は未定でございますが、できる限り速やかに支給できるよう努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。これをもって終了いたします。

これより議案第80号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（鈴木浩二君）

日程第15、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から所管事項について閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木浩二君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和7年第6回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん御苦労さまでした。

〔 閉会 10時21分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鈴 木 浩 二

署 名 議 員 石 垣 菊 蔵

署 名 議 員 服 部 光 男